

参 考 資 料



「第 30 回環境を考えるポスター展」入賞作品より

日立市環境基本条例

平成 11 年 12 月 22 日

条 例 第 19 号

日立市は、阿武隈山地と太平洋に囲まれた自然環境に恵まれたまちである。先人たちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、住みよいまちを築き上げる努力を続けてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境への影響を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で豊かな環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、生態系の一部として存在し、限りある環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、人と自然との共生を適切に確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくため、市民、事業者及び市が連携し、協力し合って、良好な環境を創造していく社会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪

臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ日立市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は開発行為を行おうとする者と環境の保全に関し必要な協定を締結するように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減のための施設の整備及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に関する教育等の推進）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲を増進させるため、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する活動の事例その他の環境の保全及び創造に関し、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施）

第19条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第20条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（事業者の環境管理等の促進）

第21条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理（環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。）及びこれに関する監査等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の意見の反映）

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（市民等との協力）

第23条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第24条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する国際協力）

第25条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

（環境審議会の設置等）

第26条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、日立市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑 則

（年次報告）

第27条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（個別条例の制定）

第28条 この基本条例の施行に必要な個別条例は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（日立市環境をまもる基本条例の廃止）

- 2 日立市環境をまもる基本条例（昭和49年条例1号）は、廃止する。

(經過措置)

- 3 この条例の施行の際現に日立市公害対策審議会規則（昭和49年規則第62号）第2条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第26条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における日立市公害対策審議会規則第3条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表附属機関の項中「公害対策審議会」を「環境審議会」に改める。

(日立市公害防止条例の一部改正)

- 5 日立市公害防止条例（昭和49年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第１条中「日立市環境をまもる基本条例（昭和４９年条例第１号）」を「日立市環境基本条例（平成１１年条例第１９号）」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める

第4条及び第5条 削除

(日立市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部改正)

- 6 日立市緑の保全と緑化の推進に関する条例（昭和 5 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第１条中「日立市環境をまもる基本条例（昭和４９年条例第１号）」を「日立市環境基本条例（平成１１年条例第１９号）」に改める。

(日立市空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正)

- 7 日立市空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「日立市環境をまもる基本条例（昭和 4 9 年条例第 1 号）」を「日立市環境基本条例（平成 1 1 年条例第 1 9 号）」に改める。

(日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例の一部改正)

- 8 日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「日立市環境をまもる基本条例（昭和 4 9 年条例第 1 号）」を「日立市環境基本条例（平成 1 1 年条例第 1 9 号）」に改める。

日立市公害防止条例

昭和 49 年 6 月 26 日
条 例 第 36 号

改正 平成11年12月22日条例第19号

日立市公害防止条例（昭和46年条例第4号）の全部を改正する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、日立市環境基本条例（平成11年条例第19号）の規定に基づき、公害の防止に必要な事項を定め、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他に伴って発生する大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水の枯渇及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 指定施設等 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置されている施設又は作業のうち規則で定めるものをいう。
- (3) 事業者 工場等の事業主をいう。

（責 務）

第3条 市民は、常に自ら公害を発生させないように努めるとともに、市長が行う公害防止の施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、公害を防止するために必要な措置を講じ、常に法令及び条例に定める規制基準を遵守するとともに、市長が行う公害防止の施策に協力しなければならない。
- 3 市長は、常に公害の実態を掌握するとともに、公害を防止するための施策を講じ、市民の生活環境の整備と公害の防止に努めなければならない。

第4条及び第5条 削除

(援 助)

第6条 市長は、公害防止施設の整備を促進するため、当該施設の設置若しくは改善又は工場等の移転を行う中小企業者に対し、必要な資金のあっせん若しくは利子の一部補給又は技術的な援助に努めるものとする。

第2章 公害発生源の規制

第1節 工場等に関する規制

(指定施設等の設置の届出)

第7条 指定施設等を設置しようとする者は、規則で定めるところにより次の事項を市長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 指定施設等の種類（騒音又は振動に係る指定施設にあっては、指定施設等の種類ごとの数）
- (4) 指定施設等の構造（騒音又は振動に係る指定施設等を除く。）
- (5) 公害防止の方法又は管理の方法
- (6) その他規則で定める事項

(経過措置)

第8条 1の施設又は作業が指定施設等となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設又は作業が指定施設等となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

(構造等変更届)

第9条 第7条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第3号から第5号に掲げる事項（騒音又は振動に係る指定施設等にあつては第7条第3号又は第5号に掲げる事項）の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。ただし、騒音又は振動に係る指定施設等にあつては、第7条第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は当該指定施設等を設置している工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

(氏名の変更等の届出)

第10条 第7条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第1号若しくは第

2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設等の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

(承 継)

第11条 第7条又は第8条の規定による届出をした者から、その届出に係る指定施設等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第7条又は第8条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第7条又は第8条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

(実施の制限)

第12条 第7条又は第9条の規定により届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係るものについては、30日）を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る指定施設等を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第7条又は第9条の規定により届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(計画変更命令)

第13条 市長は、第7条又は第9条の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定施設等が規制基準に適合しないと認めたときは、その届出を受理した日から60日（騒音又は振動に係るものについては、30日）以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設等の構造若しくは使用の方法若しくは公害の防止の方法に関する計画の変更又は指定施設等の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(改善命令)

第14条 市長は、指定施設等から公害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、その事業者に対し、速やかに防止についての必要な措置をとることを勧告することができる。

2 前項の規定により勧告を受けた者は、速やかにその防止について必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定により勧告を受けた者がその防止に必要な措置を講じないときは、期限を定めて当該指定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。

(改善措置の届出)

第15条 前条の規定により勧告又は改善命令を受けた者は、その勧告又は改善命令に基づく改善の措置をとったときは、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(工場新設等の事前協議)

第16条 工場等を新設若しくは増設又は大幅な施設の変更をしようとする者は、その着工の90日前までに、事業計画及び公害防止方法等に関し、規則で定めるところにより市長に協議しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたものについてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定により協議がなされたときは、公害防止に係る必要な指導及び助言をするとともに、必要と認めたものについて、公害防止に関する協定等を締結するものとする。

(事故時の措置等)

第17条 事業者は、事故により公害を発生し、人の健康若しくは生活環境に著しく被害があり又はそのおそれのあるときは、直ちにその事故について必要な応急措置を講ずるとともに、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定に係る事業者に対し、その事故の拡大または再発防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(下請事業者に対する指導等)

第18条 事業者は、その下請事業者に対し、公害及び事故の発生を予防するため、指導、監視を行い、公害及び事故の防止に努めるものとする。

第2節 規制基準

(規制基準)

第19条 次の各号に掲げる規制基準は、規則で定める。

- (1) 指定施設等に係る排出基準
- (2) 指定施設等に係る管理基準

(遵守義務)

第20条 指定施設等を設置している者又はその施設等の作業に従事している者は、前条の規制基準を遵守しなければならない。

(屋外燃焼行為の禁止)

第21条 事業者は、住居が集合している地域及びその周辺において、ゴム、ピッチ、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外におい

で多量に燃焼させてはならない。ただし、ばい煙又は悪臭の発生を防止する方法で燃焼させる場合であって、その燃焼行為の日の3日前までに規則で定めるところにより市長に届出たときは、この限りでない。

第3章 雜 則

(調査の請求)

第22条 市長は、公害を受け、若しくは公害を発生させ、又はそのおそれのある者から調査の請求があったときは、速やかに調査し、その結果を当該請求者に通知するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第23条 市長は、公害を発生させている者若しくは公害を発生させるおそれのある者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により調査若しくは検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避してはならない。

(公害苦情相談員)

第24条 公害に関する苦情について、市民の相談に応じ、その適切な処理に必要な調査その他の事務を行うため市に公害苦情相談員を置く。

2 前項の規定による公害苦情相談員は、職員のうちから市長が指名する。

(委 任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 罰 則

第26条 第13条又は第14条第3項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第8条又は第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第12条の規定に違反した者
- (4) 第17条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

- (5) 第23条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年規則第60号で昭和50年1月1日から施行)

(経過措置)

- 2 改正前の日立市公害防止条例(昭和46年条例第4号)の規定に基づく利子補給金の交付、公害防止計画書の届出及び日立市公害対策審議会委員の任命又は委嘱はこの条例の規定によってなされたものとみなす。

【参 照】

第2条 日立市公害防止条例施行規則第2条・別表第1

第7条 日立市公害防止条例施行規則第3条・第4条・第5条・第15条・様式第1号・様式第2号・様式第3号・様式第13号

第8条 日立市公害防止条例施行規則第3条・第4条・第15条・様式第1号・様式第2号・様式第3号・様式第13号

第9条 日立市公害防止条例施行規則第4条・第15条・様式第1号・様式第2号・様式第3号・様式第13号

第10条 日立市公害防止条例施行規則第5条・様式第4号・様式第5号

第11条 日立市公害防止条例施行規則第6条・様式第6号

第15条 日立市公害防止条例施行規則第7条・様式第7号

第16条 日立市公害防止条例施行規則第8条・様式第8号

第17条 日立市公害防止条例施行規則第9条・様式第9号

第19条 日立市公害防止条例施行規則第10条・別表第2

第21条 日立市公害防止条例施行規則第11条・様式第10号

第22条 日立市公害防止条例施行規則第12条・様式第11号

第23条 日立市公害防止条例施行規則第13条・様式第12号

第27条 日立市公害防止条例施行規則様式第12号

全般 日立市公害防止条例施行規則第1条・第14条

日立市落書きの防止に関する条例

平成 19 年 3 月 28 日

条 例 第 1 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、日立市環境基本条例（平成11年条例第19号）の規定に基づき、落書きの防止に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化と景観の保全を図り、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書き 道路、公園その他の公共の施設又は建物その他の工作物等に、権原のある者の承諾を得ることなく、塗料等により、文字、図形、模様等を書く行為をいう。
- (2) 市民 本市に居住し、又は滞在する者をいう。
- (3) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 建物所有者等 本市に所在する建物その他の工作物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(落書きの禁止)

第 3 条 何人も、落書きをしてはならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、市民、事業者及び建物所有者等と協力し、落書きの防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第 5 条 市民及び事業者は、市が実施する落書きの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建物所有者等の責務)

第 6 条 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物その他の工作物等への落書きを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する落書きの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(委 任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰 則)

第 8 条 第 3 条の規定に違反して落書きをした者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

日立市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例

令和4年3月28日

条 例 第 1 号

(目 的)

第1条 この条例は、日立市の区域内における太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境及び自然環境の保全を図り、市民の安全安心を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であつて、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (4) 設置工事 太陽光発電設備を設置する工事及び木竹の伐採、土地の形質の変更その他太陽光発電設備を設置するために必要な工事をいう。
- (5) 事業区域 設置工事及び太陽光発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に利用する土地を含む。）をいう。
- (6) 土地所有者 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び土地管理者をいう。
- (7) 地域住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地の所有者、占有者又は土地管理者
 - イ 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域に居住する住民又は当該区域で事業を営む者
 - ウ 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域に居住する住民が所属する町内会、自治会等の会長（同様の職務を担当するものを含む。）
 - エ その他市長が必要と認める者

(適用範囲)

第3条 この条例は、太陽光発電設備を土地に自立して設置する太陽光発電事業であつて、次のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 太陽光発電設備の発電出力が50キロワット以上のもの（実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力を合計した出力が50キロワット以上となる場合を含む。）
- (2) 事業区域の面積が500平方メートル以上のもの（実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する事業区域を合計した面積が500平方メートル以上となる場合を含む。）

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、この条例及び関連する法令等を遵守するとともに、自然環境、景観及び生活環境の保全並びに災害の防止に十分に配慮し、地域住民等との良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者は、第8条に定める区域において、設置工事及び太陽光発電事業を行わないよう努めなければならない。

3 事業者は、第9条に定める事項に配慮して設置工事及び太陽光発電事業を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、設置工事及び太陽光発電事業に係る事故等により第三者に損害を及ぼしたとき又は紛争が生じたときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

5 事業者は、施工中の設置工事又は太陽光発電事業を廃止したときは、速やかに当該設備を撤去し、自然環境の回復並びに景観の保全及び災害の防止に努めなければならない。

（土地所有者の責務）

第6条 土地所有者は、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び地域住民等の生活環境を損なうおそれがある事業者に対し、当該土地を太陽光発電事業の用に供させることのないよう努めなければならない。

（市民の責務）

第7条 市民は、この条例の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（抑制区域）

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、太陽光発電設備の設置に特に配慮が必要な区域を抑制区域として指定し、事業者に対し、当該抑制区域において太陽光発電事業を行わないよう協力を求めることができる。

2 抑制区域は、規則で定める。

（配慮事項）

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、設置工事及び太陽光発電事業の運用において特に配慮が必要な事項を配慮事項として定め、事業者に対し、適切な対応を求めることができる。

2 配慮事項は、規則で定める。

（事業の制限）

第10条 次の各号のいずれかに該当する事業者は、設置工事及び太陽光発電事業を行ってはならない。

(1) 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力

団員等（以下「暴力団等」という。）

- (2) 太陽光発電事業に係る契約相手が暴力団等であるもの
- (3) 暴力団等がその事業活動を支配するもの

（事前協議）

第11条 事業者は、第13条第1項の実施協議書を提出しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

（合意形成）

第12条 事業者は、次条第1項の実施協議書の提出を行う前に、地域住民等に対し、事業内容を説明し、必要に応じて説明会を開催しなければならない。

- 2 事業者は、地域住民等からの意見を集約し、合意形成を図るよう努めなければならない。
- 3 事業者は、設置工事又は太陽光発電事業に係る苦情又は要望等があったときは、誠意をもって対応し、必要に応じて協定書等を作成し、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 4 第1項の規定は、次条第2項の規定による実施協議書の内容の変更について準用する。

（実施協議）

第13条 事業者は、設置工事に着手しようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、実施協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

- 2 事業者は、前項の実施協議書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に伴う協議書を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（協議終了の通知）

第14条 市長は、前条の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨の通知をするものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、前項の通知に意見を付することができる。

（工事着手等の届出）

第15条 事業者は、前条第1項の通知を受け、設置工事に係る次に掲げる行為を行おうとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 設置工事に着手するとき。
- (2) 施工中の設置工事を中止するとき。
- (3) 中止していた設置工事を再開するとき。
- (4) 設置工事が完了したとき。
- (5) 施工中の設置工事を廃止するとき。

（工事完了等の確認）

第16条 市長は、前条第4号の規定による設置工事を完了した旨の届出又は同条第5号の規定による施工中の設置工事を廃止する旨の届出を受けたときは、現地確認を行うものとする。

（標識の設置）

第17条 事業者は、太陽光発電設備の稼働期間中、事業区域内の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

（侵入防止措置）

第18条 事業者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように周囲にフェンス等を設置し、侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。

（異常発生時の対応）

第19条 事業者は、太陽光発電設備に自然災害等による被害又は異常が発生したときは、速やかに現地を確認し、早急に対処するとともに、市長に報告し、地域住民等に周知しなければならない。

（地位の承継の届出）

第20条 相続、合併、分割、譲受けその他の事由により、事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（発電事業終了後の適正処分等）

第21条 事業者は、太陽光発電事業を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の事業者及び第15条第5号の規定による設置工事を廃止した事業者は、速やかに太陽光発電設備を撤去し、関係法令等に基づき適正に処分しなければならない。

3 前項の事業者は、太陽光発電設備の撤去及び処分が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、市長は、現地確認を行い、必要な助言又は指導をすることができる。

5 事業者は、第2項に規定する撤去及び処分を速やかに行うために、必要な資金の確保に努めなければならない。

（報告の徴収及び立入調査）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定により事業区域に立ち入り、調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言、指導及び勧告）

第23条 市長は、事業者に対して、この条例の目的の達成のために必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事業者が第13条に規定する実施協議を行わず、又は虚偽の協議をしたとき。
 - (2) 事業者が正当な理由なく第14条に規定する実施協議終了の通知を受ける前に設置工事に着手したとき。
 - (3) 第15条第2号の規定による設置工事の中止を届け出た後、相当の期間が経過した後も、なお設置工事を再開しないとき。
 - (4) 第17条又は第18条の規定による設備を設置しなかったとき。
 - (5) 第21条第2項の規定による撤去及び処分を行わなかったとき。
 - (6) 事業者が前条第1項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項に規定する事業区域への立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (7) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。
- 3 事業者は、前2項に規定する助言若しくは指導又は勧告を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

(公表)

- 第24条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

- 第25条 市長は、前条第1項の規定により公表を行った後、公表の内容及び事実を国又は県に報告することができる。

(委任)

- 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置工事に着手している事業者であって、設置を完了していないものについては、同日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、第8条から第13条第1項まで、第14条及び第15条第1号の規定は、適用しない。
- 3 施行日前に太陽光発電設備の設置を完了している事業者については、同日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、第8条から第13条第1項まで及び第14条から第16条までの規定は、適用しない。
- 4 施行日から60日を経過する日までの間に設置工事に着手しようとする事業者に係る第13条第1項の規定の適用については、「設置工事に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

用語解説

環境保全

◎ 地球環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となってきた地球規模の環境問題で、現在、地球の温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・熱帯林の減少・砂漠化・海洋汚染・開発途上国の公害・野生生物種の減少・有害廃棄物の越境移動の9項目について取組がなされ、それぞれの問題の因果関係が相互に複雑にからみあっている。

◎ 温室効果ガス

地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質を持つガスのこと。大気中の温室効果ガスは、地表の温度を生物の生存に適した程度に保つ役割を担っている。

国連気候変動枠組条約に基づき、毎年4月15日までに国が条約事務局に提出する温室効果ガスイベントリ（1年間に排出・吸収する温室効果ガスの量を取りまとめたデータ）では、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（ HFCs ）、パーフルオロカーボン類（ PFCs ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）、三フッ化窒素（ NF_3 ）の7種の温室効果ガスの排出量を算定することが定められている。

◎ 地球温暖化

世界の平均気温は、産業革命以降、変動を繰り返しながら上昇を続けており（地球温暖化）、生態系や自然環境、農作物などへ幅広く影響が広がり始めている。

地球温暖化は、二酸化炭素（ CO_2 ）などの温室効果ガス排出量の増加が原因で起こっていると考えられており、温室効果ガス排出量の削減が世界的な課題となっている。

◎ ゼロカーボン

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスについて、燃料使用などの「人の活動によって排出された量」（①）から、植林、森林管理などの「人の活動によって吸収された量」（②）を差し引いて、合計を実質的にゼロ（①－②＝0）にするという考え方。同じ意味を持つ言葉に、カーボンニュートラル、脱炭素、ネットゼロなどがある。

◎ 環境基本法

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律で、平成5年(1993年)11月19日に公布、施行された。

◎ 環境月間

昭和47年(1972年)6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世

界共通の重要な問題として認識されることになった。

これを記念して、国連では毎年6月5日を「世界環境デー」、日本では「環境の日」としている。

また、環境省の主唱により6月を環境月間とし各種の普及啓発事業が行われている。

◎ 環境影響評価（環境アセスメント：Environmental Assessment）

大規模な住宅団地、工業団地、港湾、高速道路などの開発行為の実施に先立ち、計画段階から開発が大気、水、生態系等の環境に与える影響を予測、評価し、予防策や代替案を比較、検討することをいう。この制度化に当たっては、調査結果の公表により調査や評価に住民の意志を反映させることが重要な要素となる。

◎ SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）

平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

◎ 新エネルギー

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(略称：新エネ法)では「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」とされ、「発電分野」「熱利用分野」「燃料分野」について10種類が指定されている。

◎ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称で、化学物質の合成過程や不完全燃焼などの際の副産物として非意図的に生成される。自然に分解しにくく非水溶性の物質であるが、脂肪に溶けやすいのでダイオキシン類に蓄積された肉・魚等の食物連鎖により人体へ取り込まれるとされ、毒性(発がん性、生殖毒性、催奇形性等)の強い種類もある。毒性の評価は最も毒性が強いといわれる2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1とした時の他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数(TEF)で示し、これを用いて異性体の毒性を2,3,7,8-TCDDの等量(TEQ)として表している。

また、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として大気、水質、土壌について環境基準が平成11年(1999年)12月27日公布、さらに平成12年(2000年)1月15日には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉・下水道終末処理施設等の特定施設が指定されるとともに、排出基準が規定され、県への届出や自己監視測定及び報告等も義務付けられた。

◎ マイクロプラスチック

人間活動によって環境中に放出された、5mmよりも小さいプラスチック粒子のことを指し、海洋環境において極めて大きな問題となっている。発生過程から2種類に分類され、洗顔料や歯磨き粉などに使

われるマイクロビーズ等は一次マイクロプラスチック、プラスチック製品が紫外線劣化や物理的な摩擦によって細かく粒子化したものは二次マイクロプラスチックと呼ばれる。環境影響として、生物が摂食することで生じる消化器官の閉塞や損傷等の物理的影響や、プラスチック成分である化学物質や表面に付着した残留性有機汚染物質が体内に吸収・濃縮される化学的影響が考えられており、最終的には食物連鎖によって人間にも影響を及ぼすことが懸念されている。

公害防止

◎ 公害

「公害」という言葉は、産業公害、都市公害、食品公害、農薬公害などいろいろな意味で使われている。これについて、環境基本法第2条では「公害」とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。

しかし、最近では環境全体の調和や秩序をみだすものとして「環境汚染」あるいは「環境破壊」という言葉と同じ意味で「公害」を幅広くとらえようとする傾向がある。

◎ 公害防止計画

環境基本法第17条に基づき、総合的に公害防止施策を講ずることが必要な地域について、内閣総理大臣の指示により都道府県知事が策定し、内閣総理大臣が承認する。

本市を含む日立地域は、昭和51年度(1976年度)から昭和55年度(1980年度)までを計画期間として計画が実施された。

◎ 公害防止協定

公害防止のひとつの手段として、地方自治体や住民等が企業との間で締結する協定をいう。企業の責務内容を法令より厳しく定め、企業が自主的に公害防止に努めるもの。

◎ 環境基準

環境基本法第16条に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準をいう。

環境基準は、公害防止に関する各種の施策を実施する上で行政の達成すべき目標であり、直接に公害の発生源を規制するものではない。

◎ 規制基準

騒音規制法、振動規制法に基づく特定工場等において発生する騒音、振動の敷地境界線における許容限度及び悪臭防止法に基づく悪臭物質を排出させる事業場の敷地境界線における許容限度をいう。これには改善命令等の行政処分が伴う。

◎ 総量規制

環境基準を達成するために、地域内の汚染物質の総排出量を許容量以下に抑えることを目的として、地域内にある工場等に排出量を割り当てて規制する方法。現在、大気汚染防止法（硫黄酸化物と窒素酸化物）と水質汚濁防止法（COD）に基づく総量規制がある。

◎ 濃度規制

工場等から排出されるばい煙や、排水中に含まれる汚染物質の割合を一定濃度以下に規制する方法で、通称 ppm 規制ともいわれている。法による規制方式のうち総量規制に相對するものとして用いられる。

◎ 排出基準、排水基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく規制対象施設、特定事業場から排出される汚染物質の許容限度をいう。規制基準と同じ行政処分の他に刑法に基づく刑事処分が伴う。

◎ ppm (parts per million)

100 万分の 1 を単位として、濃度や含有率を表す容量比、重量比のことで、 cm^3/m^3 、 mg/kg などの比率をいう（%や ppb と同様に無次元）。また、河川などの水質を表す場合にも、水 1 リットル（1 kg）中に存在している物質の量（mg）を表す濃度 mg/L を慣用的に ppm で表すことがある。

1ppm	=	100 万分の 1	=	0.0001%
1000ppm	=	千分の 1	=	0.1%
10000ppm	=	百分の 1	=	1%

1ppb	=	0.001ppm	=	10 億分の 1	=	0.0000001%
1000ppb	=	1ppm	=	100 万分の 1	=	0.0001%

◎ ppb (parts per billion)

10 億分の 1 を単位として、濃度や含有率を表す容量比、重量比のこと。

◎ 微量物質のための単位（重さを測る場合）

g（グラム）	
mg（ミリグラム）	10^{-3}g （千分の 1 グラム）
μg （マイクログラム）	10^{-6}g （100 万分の 1 グラム）
ng（ナノグラム）	10^{-9}g （10 億分の 1 グラム）
pg（ピコグラム）	10^{-12}g （1 兆分の 1 グラム）

大 気 汚 染

◎ アスベスト（石綿）

天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦に強く切れにくく、また、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくい特性をもっている。建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）やシール断熱材（石綿紡織品、ガasket など）といった工業製品に使用されてきた。しかし、石綿は肺がんや中皮腫を

発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されている。

◎ 硫黄酸化物（ SO_x ）

石油、石炭等硫黄を含む燃料の燃焼に伴い発生する。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が亜硫酸ガス（ SO_2 ：二酸化硫黄）である。硫黄酸化物は腐食性のあるガスで、また、刺激性が強く人の呼吸器に影響を与えたり植物を枯らしたりする。

◎ K 値

硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数。K値は地域ごとに定められ、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しくK値も小さくなる。

$$\text{硫黄酸化物許容排出量 } q \text{ (Nm}^3/\text{h)} = K \times 0.001 \times H e^2$$

$H e$ ：排出ガスの温度・流速・排出ガス量による上昇分を加えて補正した排出口（煙突）の高さ

◎ 光化学スモッグ（光化学オキシダント： O_x ）

自動車、工場等からの排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素が原因物質となり、太陽の紫外線を受け大気中で光化学反応を起こし、二次汚染物質のオゾン、PAN（Peroxy-acetylnitrate）等の酸化力の強い物質を生成する。この二次汚染物質を総称して光化学オキシダントと呼んでいる。

光化学スモッグの発生は、このオキシダントが原因で起こる。特に日差しの強い夏季に多く発生し、ある濃度以上になると目やのどなどの粘膜を刺激する。

◎ Nm^3 （ノルマル立方メートル）

気体の体積は圧力、温度によって変化するので、量を比較するには一定の状態に換算する必要がある。大気汚染防止法においては、1気圧、0℃の標準状態に換算して表示する。

◎ 窒素酸化物（ NO_x ）

窒素酸化物は、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（ NO_2 ）の総称として用いられている。燃料の燃焼に伴って燃料や空気中の窒素が酸化することにより発生する。二酸化窒素は高濃度で呼吸障害を引き起こすほか、酸性雨や光化学スモッグ発生の原因物質の一つとなっている。

◎ 降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的粒径が大きく、重力や雨などにより降下するものの総称。降下ばいじん量は1箇月の間に 1 km^2 当たり何トン降下したか（ $\text{t} / \text{km}^2 \cdot 30 \text{ 日}$ ）で表す。

◎ 炭化水素（HC：Hydro Carbons）

炭素と水素からなる化合物の総称。炭化水素には、主に自然界を発生由来とするメタン（ CH_4 ：都市ガスなどに含まれる）と、人為的に排出される非メタン炭化水素（メタンを除く炭化水素の総称）に大別される。非メタン炭化水素は光化学スモッグ発生の原因物質の一つとなっている。塗料、印刷工場、重油等の貯蔵タンク等から直接大気中に排出されるほか、自動車排出ガス等に不完全燃焼物として含まれている。

◎ 2%除外値（98%値）

大気の汚染に係る二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等の環境基準適合の判定に用いる。1年間の日平均値を大きい順に並べたとき、異常値や突発的な不確定要素が多いと考えられる、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した最高値を2%除外値、または98%値と呼び評価を行う。

◎ 浮遊粒子状物質：（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10マイクロメートル（1mmの100分の1）以下のものを呼ぶ。

人工的な発生源としては、自動車、工場、鉱山などのばいじんや粉じんなど、自然界に由来するものとしては、土壌粒子、海塩粒子、火山活動などがある。人体に対しては、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

◎ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子のうち粒径が2.5マイクロメートル以下（1 μ m=0.001mm）の粒子のこと。肺の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器・循環器系への影響が心配されている。

◎ ローボリュームエアサンプラー

大気中の浮遊粒子状物質の重量濃度を測定する装置で、粒径10 μ m以下の粉じんのみを捕集するように作られている。

◎ 有害大気汚染物質

大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙、特定粉じん及び水銀等に係る規制対象物質を除く。）と規定されている。平成8年(1996年)に中央環境審議会答申により「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」234物質が示され、この中から健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」22物質が指定されたが、その後、これらの物質の見直しが行われ、平成30年(2018年)4月1日現在では「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質が、「優先取組物質」として23物質が選定されている。なお、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、排出又は飛散を早急に抑制しなければならない「指定物質」として環境基準が設定され、ダイオキシン類は新たな法規制がなされた。また、中央環境審議会答申により、平成18年(2006年)にクロロホルム等3物質の指針値が設定され、次いで平成22年(2010年)にヒ素及び無機ヒ素化合物について指針値が設定され、さらに平成26年(2014年)にはマンガン及び無機マンガン化合物について指針値が設定された。

優先取組物質（23 物質）

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン、塩化ビニル）、塩化メチル（別名：クロロメタン）、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、クロロホルム、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）、ダイオキシン類、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トルエン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゼン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物、水銀及びその化合物

水 質 汚 濁

◎ 一般項目（生活環境項目）

環境基本法の生活環境に係る環境基準に指定されている項目を指し、河川の場合は pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、また海域の場合は pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）の項目がある。

◎ 健康項目

環境基本法の人の健康に係る環境基準に指定されている項目を指し、シアン、有機水銀、カドミウム、鉛、6 価クロム、ヒ素、総水銀、PCB 等の 27 項目が指定されている。これらの物質は慢性毒性もあり、急性毒性も強く人の健康を阻害する物質である。また将来、環境基準項目へ移行する可能性のある物質として要監視項目を設定し、クロロホルム、フェニトロチオン（MEP）、オキシ銅（有機銅）、トルエン、キシレン、ニッケル等の 26 項目を指定している。

◎ クロム（Cr）、6 価クロム（Cr⁶⁺）

金属クロムは極めて安定で、日用品、装飾品等に広く利用されている。しかし、水溶性のクロム化合物になると、3 価クロムは比較的低毒素であるが、6 価クロムは皮膚、粘膜の腐食性が強く、これを含む水の摂取を続けると、肝臓、腎臓、ひ臓等への蓄積が認められ機能低下を引き起こす。また、多量に摂取すると嘔吐、腹痛、けいれん等を起こし、死にいたる場合もある。6 価クロムを多く扱う所としては、めっき工場、無機化学工場、革なめし工場等がある。

◎ シアン（CN）

青酸カリ、シアン化カリウム等の名で知られている、青酸（シアン化水素）及びその化合物。体内に入ると呼吸困難を起こし、死にいたらしめる猛毒で、経口致死量は 0.06g/人といわれている。シアンを使用するめっき液には、主に青酸ナトリウム（シアン化ナトリウム）が使われている。

◎ COD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）

海域や湖沼の水質を表す代表的な指標。酸化剤（過マンガン酸カリウム）を用いて水中の有機物を酸

化分解する際に消費される酸素の量を mg/L で表したものの、CODの値が大きいほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。

◎ 大腸菌群

人間又は動物の排泄物による水の汚濁指標として用いられる。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものがあるが、これを分離して測定することが困難なので、一括して大腸菌群として測定している。

◎ DO（溶存酸素 : Dissolved Oxygen）

水中に溶け込んでいる酸素。水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物のために消費されて減少する。きれいな川の水には、 $7\sim 10\text{mg/L}$ 含まれている。魚が棲むためには、 5mg/L 以上は必要といわれている。また、 1mg/L 以下になると、底質から硫化水素等の有害ガスが発生して水質は著しく悪化する。

◎ BOD（生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand）

河川の水質を表す代表的な指標。水中の有機物が、微生物によって浄化される際に消費される酸素の量を mg/L で表したものの、BODの値が大きいほど、その水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。

◎ 75%水質値

河川や海域におけるBOD又はCODの環境基準の評価方法として用いられる。年間の日平均値のデータ（データ数 n ）を小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目のデータを75%水質値という。すなわち、年間を通じて $3/4$ （75%）の日数は、その値を超えない水質を示す。

◎ ノルマルヘキサン抽出物質（ n -ヘキサン抽出物質）

ノルマルヘキサンにより抽出される物質をいう。主として水分に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等があり、通常油分等といわれている。工場排水の場合は、動植物油と鉱物油とに分けて排水基準が定められている。

◎ 浮遊物質（SS : Suspended Solids）

粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性物質をいい、水の濁りの一因となる。浮遊物質が多くなると、日光の透過を妨げ水域の自浄作用を阻害したり、魚類のエラをふさいでへい死させたりする。一般に水域の正常な生物活動を維持するには浮遊物質の濃度は 25mg/L 以下が望ましいとされている。

◎ pH（水素イオン濃度指数）

酸性、アルカリ性を示す指標。7を中性とし、これより数値が小さくなるほど強い酸性を示し、数値が大きくなるほど強いアルカリ性を示す。特別な場合を除き、河川の表流水はpH7付近にあり、海水はpH8.2付近とややアルカリ性になっているのが普通である。

◎ 6段階臭気強度表示法

においの強さを6段階に分け、0から5までの数字で表示したもの。敷地境界線の規制基準の範囲（臭気強度2.5～3.5に相当する）は、この臭気強度に対応する特定悪臭物質の濃度及び臭気指数との関係を基にして定められている。

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいかかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
(2.5)	(2と3の間)
3	楽に感知できるにおい
(3.5)	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

◎ 振動レベル

振動の感じ方は、振幅、周波数などによって異なる。公害に関する振動の大きさは、物理的に測定した振動の加速度を周波数別に補正した結果で表す。これを振動レベルといい、dB（デシベル）を単位として表す。

◎ 騒音レベル

音に対する人間の感じ方は周波数によって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した音の大きさを周波数別に補正した結果で表す。これを騒音レベルといい、デシベルまたはdB（A）を単位として表す。

◎ 時間率騒音レベル（ L_N ）

騒音レベルが、測定時間TのN%の時間にわたってあるレベル値を超えている場合、そのレベルをN%時間率騒音レベルといい、統計的な指標である。旧環境基準で用いられてきた中央値（ L_{50} ）は、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるレベル値である。 L_{50} は安定した測定値が得られやすいが、高レベルの騒音の発生に対しては敏感な指標ではない。

◎ 等価騒音レベル（ L_{eq} ）

測定時間Tでの変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的な指標である。このため、発生頻度が少なく高レベルの騒音（たまに通過する大型車等）に対しても比較的敏感な指標であり、睡眠影響やアノイアンス（人に感じられる感覚的なうるささ）との対応にも優れている。

◎ デシベル（dB）

振動及び騒音の測定における単位。「振動レベル」「騒音レベル」の項を参照。

◎ 用途地域

都市計画法により市街地の土地利用を制限するため指定された地域で、第1種低層住居専用、第2種低層住居専用、第1種中高層住居専用、第2種中高層住居専用、第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業及び工業専用各地域に分けられている。騒音、振動は、この用途地域別にその基準値、規制値が定められている。

その他の環境

◎ 最終処分

廃棄物の最終段階をいう。これには、埋立処分、海洋投入処分があり、法令により一定の処理基準が定められている。埋立処分としての最終処分場には、「一般廃棄物の処理施設としてのもの」と「産業廃棄物の処理施設としてのもの」とがあり、後者には安定型処分場（廃プラスチック等）、管理型処分場（汚泥類等）及びしゃ断型処分場（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

◎ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等法令で定められた20種類の廃棄物をいう。産業廃棄物は、排出事業者の責任において処理しなければならないこととされており、他者に委託して処理する場合には産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しなければならない。なお、輸入された廃棄物は原則としてすべて産業廃棄物として取り扱われる。

産業廃棄物の種類（20種類）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、廃プラスチック類、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物の糞尿、動物の死体、ばいじん、動物系不要固形物、処分用に処理された廃棄物（第13号廃棄物）

日立市環境都市宣言

—うるおいが活力を生むまち—

日立市は、朝日立ち昇る太平洋とみどりの阿武隈山地に囲まれた、四季の彩り美しい近代産業のまちです。

かつて、鉱山の煙害や河川の汚濁など深刻な公害問題に直面した時代がありましたが、大煙突建設、大島桜の植栽、下水道整備に見られるように市民、企業、行政が協力し、問題を解決してきた誇らしい歴史を持っています。

しかし近年、私たちは、ごみ問題、生態系破壊、地球温暖化、オゾン層破壊など、新しく困難な問題を抱えることになってしまいました。

これら環境問題の最大の被害者は、これから後の世代です。将来の市民に対し、環境と活力の調和した、持続可能な社会を創ることが、今に生きる私たちの使命です。

私たちは、今こそ先人の偉業に学び、協力して問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことを決意して、ここに「環境都市・日立」を宣言します。

◎ 私たちは、山・川・海など恵み多い自然と共に生きられるよう、この自然環境をまもり、育てていきます。

◎ 私たちは、地球環境にやさしい循環型社会を創るため、一人ひとりが、省資源、省エネルギー、リサイクルに心がけた生活をおくります。

◎ 私たちは、環境の歴史的シンボルである「さくら」を愛し、美しく快適なまちを創ります。

◎ 私たちは、ものづくりの精神を活かし、環境にやさしい技術の開発や活用に努めます。

◎ 私たちは、一人ひとりが、学び、考え、行動し、市民・企業・行政のパートナーシップでより良い環境を創っていきます。

平成17年3月25日



ゼロカーボンシティひたち

～2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化の進行による影響と考えられる気候変動や自然災害など、様々な問題が顕在化しています。

日本で唯一、行政が運営する気象予報機関である、日立市天気相談所の観測データには、市内においても「桜の開花時期が早まっている」ことや「真夏日の増加」など、私たちの生活に直接的に影響を及ぼすような変化が表れています。地球温暖化がこのまま進行すると、さらなる自然災害の発生、深刻な食糧不足や生物多様性の損失など、私たちの子孫が損害を被る状況になりかねません。

国は、国内外に向けて「2050年カーボンニュートラル」を宣言しており、温室効果ガスの排出量を削減していくことは世界的な目標となっています。この喫緊の課題に対し、私たちは国際社会の一員として、一人ひとりが当事者としての危機感を持ち、今すぐ温室効果ガスの排出量削減に向け行動しなければなりません。

日立市はかつて、鉱山の煙害や河川の汚濁など、深刻な公害問題に直面した時代がありましたが、市民、企業、行政が協力し、問題を解決してきた誇らしい歴史を持っています。また、2005年には、この先人の偉業に学び、協力して環境問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことの決意表明として、「環境都市・日立」を宣言し、今日まで行動してきました。

今こそ、この環境都市宣言に新たな命を吹き込むために、2050年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に挑戦することをここに表明し、市民、企業の皆様とともに総力を挙げて「ゼロカーボンシティ」の実現を目指してまいります。

令和4年3月2日

日立市長

小川 春樹

